

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和3年4月30日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
思い切った事業の再構築	事業再構築補助金	内 容	新分野展開や業態転換等の事業再構築の取組みに対する補助	事業再構築補助金事務局 コールセンター TEL:0570-012-088 (申請は電子申請のみ)
		補助率等	(通常枠等) 対象経費の 2/3以内 (上限 1 億円) ※中堅企業は 1/2補助 (緊急事態宣言特別枠) 対象経費の 3/4以内 (上限 1,500万円) ※中堅企業は 2/3補助	
		支援期間	交付決定日から12又は14か月	
		受付期間	R3. 4. 15~4. 30(一次公募) ※さらに4回程度の公募予定あり	
新たなビジネスモデルの展開	ものづくり・商業・サービス補助金 (低感染リスク型ビジネス枠)	内 容	①物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発補助 ②物理的な対人接触を減じる製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善補助 ③ウィズコロナ・ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に係る設備・システム投資の補助	ものづくり補助金事務局 TEL : 050-8880-4053  愛媛県中小企業団体中央会 TEL:089-955-7150 (申請は電子申請のみ)
		補助率等	補助対象経費の 2/3以内(上限 : 1,000万円)	
		支援期間	交付決定日から10か月以内 (ただし、採択発表日から12か月後の日まで)	
		受付期間	R3. 4. 15~5. 13(6次)	
新たなビジネスモデルの展開	小規模事業者持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠)	内 容	小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させる前向きな投資への補助	中小企業基盤整備機構 生産性革命推進事業室 コールセンター TEL:03-6837-5929 (申請は電子申請のみ)
		補助率等	補助対象経費の 3/4以内(上限 : 100万円)	
		支援期間	交付決定日~ (期限は以下のとおり) 〔 期 限 : 第1回採択分 : R4. 2. 28、第2回採択分 : R4. 4. 30、第3回採択分 : R4. 6. 30 第4回採択分 : R4. 8. 31、第5回採択分 : R4. 10. 31、第6回採択分 : R4. 12. 31 〕	
		受付期間	R3. 4. 16~ (6回に分割実施) 〔 締切日 : 第1回 : R3. 5. 12、第2回 : R3. 7. 7、第3回 : R4. 9. 8、第4回 : R3. 11. 10 第5回 : R4. 1. 12、第6回 : R4. 3. 9 〕	
新たなビジネスモデルの展開	IT導入補助金 (低感染リスク型ビジネス枠)	内 容	対人接触の機会を減少するような業務の非対面化に資する積極的なITツール導入補助	サービス等生産性向上 IT導入支援事業 コールセンター TEL:0570-666-424 (申請は電子申請のみ)
		補助率等	補助対象経費の 2/3以内(上限 : 450万円)	
		支援期間	交付決定日~6か月程度	
		受付期間	R3. 4. 7~5. 14(1次) ※公募は複数回実施予定 (2次締切は7月中(予定))	

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和3年4月30日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
新たなビジネスモデルの展開 	新型コロナウイルス感染症対応新ビジネスモデル展開促進事業（コロナ対応新ビジネスモデル補助金）	内 容 補助率等 対象期間 受付期間	県内に事業所のある中小・小規模事業者及び個人事業者を対象とした経営計画に基づいて実施する新たなビジネスモデルの展開支援 補助対象経費の 2/3以内(50～100万円) 交付決定日～R3. 12. 31 R3. 4. 6～5. 31 ※二次締切：R3. 7. 30	コロナ対応新ビジネスモデル補助金事務局 TEL:089-994-8316
	新生活様式対応商品開発等支援事業費補助金	内 容 補助率等 補助期間 募集期間	県内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業者を構成員にもつ連携体を対象とした、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症「新しい生活様式」に対応する新商品・サービス開発への補助 【連携体枠】 補助対象経費の 2/3以内(上限：1,000万円) 【一般枠】 補助対象経費の 1/2以内(上限：250万円) 交付決定日～R4. 2. 28 R3. 4. 5～R3. 5. 21	愛媛県 経済労働部 経営支援課 TEL:089-912-2484
感染拡大防止に向けた協力 	時短協力金	内 容	営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金 (松山市内) 対 象：食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 協力内容：営業5～20時まで、酒類提供11～19時までに短縮 (その他地域) 対 象：食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店 協力内容：営業5～21時まで、酒類提供11～20時30分までに短縮	各市町の担当窓口
		補助率等	前年又は前々年の1日当たりの売上高に応じて、以下の金額を支給 中小企業…25,000～75,000円/日 (松山市内は30,000～75,000円/日(R3. 4. 25～5. 11は30,000～100,000円/日)) ※ 大企業等は1日当たりの売上高の減少額を基に算出する方式(上限200,000円/日)	
	協力要請期間 受付期間	松山市内：R3. 4. 22～5. 19 その他地域：R3. 4. 26～5. 19 各市町が定める期間(受付開始はR3. 5. 20以降)		
えひめ版応援金(県・市町連携事業)	内 容 補助率等 受付期間	時短要請期間や感染対策期間等の影響を受け、売上が大きく減少している事業者に対して応援金を給付(要件) ○R3. 1～5月のいずれかの月間売上が、R元又はR2年同月比で30%以上減少していること ○応援金を感染対策に活用すること ○事業を継続する意思があること ※ 時短協力金、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う一時支援金等の受給者は対象外 (給付額) ○中小企業者等：20万円、個人事業主：10万円 ※市町により独自の上乗せ等あり 各市町が定める期間	各市町の担当窓口	

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和3年4月30日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
感染拡大防止に向けた協力 	一時支援金	内 容	緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けている事業者に対して支援金を給付 (要件) ○緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。 ※ 緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引がある 又は当該地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている。 ○R元又はR2年比で、R3年1・2月又は3月の売上が50%以上減少	一次支援金事業 コールセンター TEL:0120-211-240 03-6629-0479
		補助率等	(給付額) R元又はR2年の1~3月の売上合計-R3年の対象月の売上×3か月 (中小法人等：上限60万円、個人事業者等：上限30万円) (対象月) R3年1~3月のうち、R元又はR2年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月 (基準月) R元又はR2年における対象月と同じ月	
		申請期間	R3. 3. 8~5. 31	
	月次支援金	内 容	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている事業者に対して支援金を給付 (要件) ○R3. 4以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること又はこれらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。 ※ 外出自粛等の影響には、人流抑制を目的とする休業又は時短営業の要請を受けた事業者に対して、商品・サービスを提供していることによる影響も含む。 ○R3年の月間売上が、R元又はR2年の同月比で50%以上減少していること。	月次支援金事務局 相談窓口 TEL:0120-211-240
		補助率等	(給付額) R元又はR2年の基準月の売上-R3年の対象月の売上 (中小法人等：上限20万円/月、個人事業者等：上限10万円/月) (対象月) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置の影響を受けて、R元又はR2年の同月比で、売上が50%以上減少したR3の月 (基準月) R元又はR2年における対象月と同じ月	
		受付期間	検討中	

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和3年4月30日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
感染拡大防止に向けた協力	テレワーク推進協力金	内 容	情報通信技術を活用し、時間や場所を限定しない働き方であって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するテレワークを一層推進するため、感染拡大防止対策を徹底し、県民限定割引のテレワークプランを設定・提供する認定事業者に対し協力金を支給する。 【テレワークプランの利用方法】 ※ 県ホームページで掲示している「テレワークプラン提供施設」に個別申込 【テレワークプランの利用期間】 ※ R3.4.26～R3.5.31	愛媛県 経済労働部 企業立地課 TEL:089-912-2260
補助率等		5月14日(金)までにテレワーク推進計画の認定を受けた認定事業者の計画認定機関における提供実績を確認後、テレワークプラン設定協力金、テレワーク利用支援協力金を支給する。 (テレワークプラン設定協力金) ○ 1事業者30,000円(但し、テレワークの利用実績があった場合のみ) (テレワーク利用支援協力金) ○ 1人1日1室ごとに上限3,000円(上限は、通常料金からの割引額)		
受付期間		テレワーク推進計画の認定は、R3.5.14まで		
感染リスクの低減	愛顔の安心飲食店認証事業	内 容	県民等が安心して利用できる飲食店を県が認証するとともに、認証店を積極的にPR。また、認証店の感染対策を利用者が評価し、県は必要に応じて指導・助言を行う。 (対 象) 県内に所在する飲食店(食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等) ※ 風営法第2条に該当するもの(キャバクラ・ナイトクラブ等)を除く。 (認証基準) ・業界団体策定のガイドラインを遵守 ・県作成のチェックリスク全項目について適切な対策を実施	調整中
認証期間		1年間		
受付期間		調整中		
IoTセンサー活用屋内環境可視化検証事業	IoTセンサー活用屋内環境可視化検証事業	内 容	CO2濃度を測定できるIoTセンサーを県内飲食店等に設置し、感染予防と経済活動の両立を検証	愛媛県 経済労働部 産業創出課 TEL:089-912-2471
検証期間		設置から6か月(設置数1,100台)		
受付期間		R3.4.19～		
コロナで離職・休業した人への支援	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	内 容	新型コロナウイルス感染症の影響で休業させられたものの、休業手当を受けることができなかった労働者を対象に、平均賃金の60～80%を給付(上限1日当たり11,000円)	休業支援金・給付金 コールセンター TEL:0120-221-276
受付期間		休業期間がR2.10～12月はR3.5.31まで、その他はR3.7.31まで		
コロナで離職・休業した人への支援	トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症トライアルコース)	内 容	新型コロナウイルス感染症の影響で離職した者をトライアル雇用により雇い入れる事業主に対して、雇用者1人当たり月最大4万円(短時間労働の場合は2.5万円)を最長3か月助成	愛媛労働局助成金センター TEL:089-987-6370
受付期間		トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内		

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和3年4月30日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
従業員の雇用維持・両立支援	雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)	内 容	新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持のために実施した一時的な雇用調整(休業、教育訓練又は出向)に係る経費助成 助成率：中小企業：対象経費の 4/5～10/10、大企業：対象経費の 2/3～10/10	雇用調整助成金等 コールセンター TEL:0120-60-3999
		受付期間	原則、判定基礎期間(賃金締切期間等)終了後2か月以内	愛媛労働局助成金センター TEL:089-987-6370
従業員の雇用維持・両立支援	産業雇用安定助成金	内 容	労働者の雇用を維持するために行う在籍型出向に要する経費助成(出向元と出向先双方) (運営経費) 中小企業：4/5又は 9/10 中小企業以外：2/3又は 3/4 (上限額：12,000円/日) (初期費用) 1人当たり10万円又は15万円(出向元・出向先双方) ※ 要件を満たすことで上乗せ・加算	愛媛労働局助成金センター TEL:089-987-6370
		受付期間	支給対象期の末日の翌日から2か月以内	
従業員の雇用維持・両立支援	愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金	内 容	新型コロナウイルス感染症の影響による休業により、愛媛労働局長から「雇用調整助成金等」の支給決定(R3.3.6以降)を受けた事業主に対して、その支給率に応じて休業手当総額の1/10以内の額を上乗せ助成 (上限：1事業所当たり年 100万円) ①国の支給率 2/3 → 国支給決定額の3/20を助成 ②国の支給率 3/4 → 国支給決定額の2/15を助成 ③国の支給率 4/5 → 国支給決定額の1/8を助成 等	《雇用調整助成金等》 雇用調整助成金等 コールセンター TEL:0120-60-3999 愛媛労働局助成金センター TEL:089-987-6370
		受付期間	愛媛労働局長の支給決定を受けた日～R4.3月中旬を予定(決定次第、県HPでお知らせします)	《雇用調整助成金支給決定後》 愛媛県 経済労働部 産業人材課 TEL:089-912-2505
従業員の雇用維持・両立支援	両立支援助成金 介護離職防止支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例)	内 容	新型コロナウイルス感染症対応のため、家族を介護する必要がある労働者に有給休暇を取得させた事業主に対して、1人当たり20又は35万円(有給取得日数による)を助成 ※ 対象：R3.4.1～R4.3.31における休暇	愛媛労働局 雇用環境・均等室 TEL:089-935-5222
		受付期間	R3.4.1～R4.5.31 ※ 特別有給休暇の取得日により異なる。	
従業員の雇用維持・両立支援	両立支援助成金 育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例)	内 容	新型コロナウイルス感染症対応のため、臨時休業等となった小学校などに通う子どもの世話をを行う必要がある労働者に有給休暇を取得させた事業主に対して、1人当たり5万円を助成 ※ 対象：R3.4.1～R4.3.31における休暇	愛媛労働局 雇用環境・均等室 TEL:089-935-5222
		受付期間	R3.4.1～R4.5.31 ※ 特別有給休暇の取得日により異なる。	

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和3年4月30日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
資金繰りの支援 	県制度融資「緊急経済対策特別支援資金」	内 容	県内に事業所を有し、保証協会の定める保証対象業種を営む中小企業者及び組合の運転資金及び借換資金に対する融資支援	愛媛県 経済労働部 経営支援課 TEL:089-912-2480 FAX:089-912-2479
		限 度 額	運転資金（企業5,000万円・組合1億円） 借換資金（企業8,000万円・組合1.6億円）	
		融 資 期 間	運転資金：7年以内（うち措置期間1年以内） 借換資金：10年以内（うち措置期間1年以内）	
		融 資 利 率	年1.50%	
		保 証 料 率	年0.35～1.72%	
	新型コロナウイルス感染症特別貸付	対 象 者	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者の設備資金及び運転資金に対する融資支援 融資利率：融資後3年目までは基準利率-0.9%（上限：中小企業事業3億円、国民生活事業6,000万円） ※ 中小企業基盤整備機構からの利子補給により、当初3年間は実質無利子	㈱日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL:0120-154-505
		限 度 額	（中小企業事業） 6億円 （国民生活事業）8,000万円	
		融 資 期 間	設備資金：20年以内（うち措置期間5年以内） 運転資金：15年以内（うち措置期間5年以内）	